

第3回富岡町復興整備協議会 議事録

会 議 名	第3回富岡町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成28年1月21日(木) 午前10時30分～午前10時50分	
場 所	福島県 県庁本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	東北農政局 農村振興部 農村計画課 課長 清水 一教
	富岡町	企画課 課長 林 紀夫
		産業振興課 商工係長 安藤 崇
		産業振興課 農林水産係長 島山 信也
	福島県	企画調整部 土地・水調整課 主任主査 須藤 進
		企画調整部 地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部 農業担い手課 課長 大竹 浩二
		土木部 参事 関根 康孝
		土木部都市計画課 課長 寺木 正宏
		土木部まちづくり推進課 課長 諏江 勇

協議内容

1. 開会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について(公開)
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

富岡町復興整備協議会規約第7条の規定により、富岡町長の代理人の富岡町企画課長が議長となる。

2. 議長あいさつ(議長:富岡町企画課 課長 林)

3. 現状と課題

(議長:富岡町企画課 課長 林)

それでは、富岡町の現状と課題について、富岡町から説明願います。

(説明者:富岡町産業振興課 商工係長 安藤)

それでは、富岡町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙、「現状と課題」により説明】

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事

(議長:富岡町企画課 課長 林)

それでは、議事に入ります。前回、協議会会議を平成27年11月30日に開催し、

富岡町復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、

お諮りします。追加・変更点は1点でございます。

復興整備事業である杉内地区太陽光発電事業の実施にあたり、2haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、富岡町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、富岡町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

富岡町復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図等により説明】

(説明者:富岡町産業振興課 商工係長 安藤)

◆杉内地区太陽光発電事業に関する説明

今回の太陽光発電事業につきましては、事業者が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき、事業実施主体から計画に掲載することについて予め、同意を得ておりますので、ご報告いたします。

<事業内容・計画変更に関する説明>

(説明者:富岡町産業振興課 農林水産係長 畠山)

◆農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可及び農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項について説明。

(議長:富岡町企画課 課長 林)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:富岡町企画課 課長 林)

他にご意見等なければ、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

「東北農政局の清水課長様」

土地利用方針の変更について、同意することにご意義はございませんか。

(東北農政局 清水課長)

ご説明のありました土地利用方針につきましては、異存ありません。なお、本復興整備協議会での発電事業は、富岡町のまちづくりと農業の再生に向けて取り組む、復興のために必要な事業と位置づけられています。

富岡町におきましては、農業再生に向けた具体の計画づくりを今年の夏までに行うこととして、取り組みを進めていると承知しています。

今回の復興事業の実施によりまして、残る農地や農業者の営農に影響が出ないように、さらに農村地域に最大の効果が及ぶように、県と町は、今後、農家や農業関係機関と発電事業者との間を調整する役割、それから農業再生への取組を十分に図って頂くことをお願いします。

(議長:富岡町役場企画課 課長 林)

ありがとうございました。いただいた貴重な意見は持ち帰り、しっかりと事業及び農業再生に向け取り組んでいきたいと思えます。担当課にもしっかり伝えます。

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意を頂いたものといたします。

以上で議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「富岡町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

計画変更については、明日1月22日に町HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

5. 閉会(進行:富岡町企画課 課長補佐 原田)

【協議結果】

2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。